

江東区アーチェリー協会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は江東区アーチェリー協会(以下「会」という)と称し、本部を会連絡先に置く。

第2条 (目的)

競技スポーツとして健全なるアーチェリーを普及・発展させ、相互の親睦を深め、会員の体力と精神

力を向上させる。ひいてはスポーツ振興により地域生活を豊かにする。

第3条 (事業)

第2条の為に会は次の事業を行う。付帯活動は必要に応じ行う。

- 江東区のアーチェリー代表選手選考、競技会への派遣
- 新人獲得、選手育成の為に普及、宣伝、技術指導
- 競技会、練習会、研究会、指導会の開催
- 射場練習場設置の推進
- 同一目的を有する他団体(会規約細則1)との交流、協力

第2章 会員

第4条 (定義)

以下を満たし入会手続き(会規約細則 2.1)を完了する。

- 会規約に賛同する
- 誘導案内等を理解し安全に行射できる
- 反社会的組織に関係しない

第5条 (入退会)

入退会は会規約細則 2 の手続きを行う。

第6条 (権利)

次の権利を持つ。

- 事業(第3条)に参加する
- 総会の評議、評決に参加する。動議、意見表明、質疑を含む

第 7 条 (義務)

次の義務を負う。

1. 会費、必要経費を納入する
2. 当事者意識を持ち、相互協力の元、会の発展のための努力をする

第 8 条 (損害賠償責任)

会活動中の怪我、事故、盗難、紛失等の責は会員自身に帰し、会は一切責を負わない。

第 3 章 役員

第 9 条 (構成)

次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 1 名
3. 顧問 若干名
4. 理事 若干名 (会計担当を含む)
5. 監事 1 名
6. 幹事 若干名

役員は欠員、兼任がありえる。但し以下の兼任はできない。

- 正副会長の会計担当理事
- 顧問、監事の他の役職

第 10 条 (選出と任期)

会長、副会長、監事は総会(第 13 条)において選出する。

顧問は総会において必要に応じ選出する。

理事は会長が指名する。

幹事は総会または理事会(第 14 条)においてにおいて会長が必要に応じ指名する。

任期は 1 年とし再任を妨げない。

任期中の欠員は同条に基づき残任期間で補充できる。

第 11 条 (任務)

会長は会を代表し会規約に基づき会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長が業務に支障ある時はその任務を代行する。

顧問は専門的な立場から会務の助言を行う。

理事は総会(第 13 条)の議決に基づく事業を行う。

会計担当理事は会計全般を行う。

監事は会規約、事業、会計の執行を監査する。

幹事は専門的な立場から事業を行う。

第 4 章 会議

第 12 条 (会議)

総会、理事会で構成する。

第 13 条 (総会)

全会員で組織する最高議決機関であり、会の意思を決定する。議長は会長が行う。総会は定例総会と

臨時総会とする。定例総会は年 1 回会長が招集する。臨時総会は

1. 会長の承認、
2. 役員 of 3 分の 1 以上からの目的事項を示しての要請、
3. 会員の 3 分の 1 以上からの目的事項を示しての要請

のいずれかにより、会長は遅滞なく招集する。臨時総会の決定事項はその後の定例総会で報告する。

総会は次を審議決定する。

1. 予算、決算
2. 事業の企画、報告
3. 役員 of 選任
4. 規約 of 制定、改定
5. その他、必要な事項

総会は委任状を含む会員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって定める。

賛否同数の時は会長が決する。

第 14 条 (理事会)

最高執行機関であり、総会の議決に基づく事業を行う。会長、副会長、理事、顧問、監事 (第 9 条) で組織する。議長は会長が行う。但し顧問、監事は議決権を持たない。理事会は定例理事会と臨時理事会とする。定例理事会は会長が招集し、定例総会の直前または直後に行う。臨時理事会は

1. 会長の承認、
2. 議決権のある役員 of 3 分の 1 以上からの目的事項を示しての要請

のいずれかにより会長が遅滞なく招集する。臨時理事会の決定事項はその後の定例理事会で報告する。議事は出席者の過半数をもって定める。賛否同数の時は会長が決する。

第 5 章 資産

第 15 条 (資産)

次から成る。

1. 会員の年会費及び入会金

2. 会の所有に属する財産及び財産から生ずる収入
3. 有志者若しくは会員の寄贈による金銭物件
4. その他の収入

第 6 章 会計

第 16 条 (会計年度)

毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日で終わる。

附則

平成 27 年 2 月 1 日から施行(平成 26 年 12 月 6 日、協会復帰後)

平成 28 年 4 月 9 日総会にて改正(第 2、4、6、7、9、12、13、14、15、16 条)

会規約細則

1. 他団体との交流と協力

- 東京都アーチェリー協会:趣旨に協力する。
- テッサリア、東京ベイアーチェリークラブ、シャーウッド、夢の島アーチェリークラブ(以下、兄弟クラブ):練習会、競技会の参加を迎える(BumB での事業を前提)
-

2. 入退会手続き

2.1 入会: 入会の旨を役員が受理し、会員が所定の会費(会規約細則 2.3)を納める。

2.2 退会: 退会を希望するものが書面または電子媒体にて相手へ通知することで成立する。

2.2.1 会員都合(会員からの申し出):会員がその旨を会へ通知することで成立する。

2.2.2 会都合: 原則として会がその旨を会員へ通知することで成立する。但し、通知が困難である等を考慮し、理事会の協議を経て退会を成立させることができる。協会都合とは義務の不履行、協会の秩序を乱す名誉棄損等を指す。

2.3 会費の不払い:休眠会員とする。活動年度の会費を払い復帰することができる。休眠中は事業の参加、議決権の行使はできない。長期休眠は義務(会規約第 7 条)の不履行にあたり、会都合の退会(会規約細則 2.2.2)の対象になる。

2.4 会費

1,500 円/年。支払いは会計年度(会規約第 16 条)前に収める。年度の途中入会も同額とする(振込手数料等の固定費があるため)。その他は参加員の均等負担が原則(会規約細則 3 に後述)。会は必要に応じ他団体の会員登録を行う。費用を会員が負担する。

2015 年度の費用(参考):東京都アーチェリー協会分担金 15,000 円/年、東京都アーチェリー協会会員登録 2,000 円/年、全日本アーチェリー連盟会員登録 6,500 円/年(東京都への登録を含む)

3. 参加者の均等費用負担

対象:練習会、競技会

参加費:

- 会員:参加者による費用を均等割り+ 100 円。100 円未満端数切り上げ。
- 兄弟クラブ員:会員の費用 + 200 円。

費用例: 6 名が練習会に参加。うち 2 名が兄弟クラブ員

- ・会員: 900 円 (702 円を切り上げ (4,212 円/6 名) +100 円)
- ・兄弟クラブ員: 1,000 円 (800 円+200 円)
- ・内訳:

- ・射場費用合計: 4,212 円
- ・BumB アーチェリーフィールド(午後): 3,780 円
- ・振込手数料: 432 円(イオン銀行 ATM から他行あて)

参加条件:会員、兄弟クラブ員であること。会員の誰かが参加者をクラブ員と確認できること(事前確認できれば円滑)。

背景:

- 他の複数射場で未経験者が弓具を持ち込み、誤射等のトラブルがある。参加条件の確認で対処する。
- 協会の年会費に射場費は含まれず、兄弟クラブは年会費に含まれる。
- 2015/10/17 現在、会員は全員兄弟クラブ員。会員で非クラブ員が兄弟クラブの練習会に参加することは考慮しない。